

令和8年3月

河内長野市議会定例会

議 案 書

別冊2（令和8年度各会計予算関係）

河内長野市

令和8年3月河内長野市議会定例会提出議案目次

議案第28号	令和8年度河内長野市一般会計予算	……………	1
議案第29号	令和8年度河内長野市国民健康保険事業勘定特別会計予算	……………	10
議案第30号	令和8年度河内長野市土地取得特別会計予算	……………	15
議案第31号	令和8年度河内長野市部落有財産特別会計予算	……………	18
議案第32号	令和8年度河内長野市介護保険特別会計予算	……………	21
議案第33号	令和8年度河内長野市後期高齢者医療特別会計予算	……………	27
議案第34号	令和8年度河内長野市産業用地整備事業特別会計予算	……………	31
議案第35号	令和8年度河内長野市水道事業会計予算	……………	35
議案第36号	令和8年度河内長野市下水道事業会計予算	……………	39

議案第28号

令和8年度河内長野市一般会計予算

令和8年度河内長野市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,228,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等（会計年度任用職員に係る職員手当等を除く。）及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における

同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月27日提出

河内長野市長 西野 修平

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		11,848,358
	1 市 民 税	5,733,659
	2 固 定 資 産 税	4,480,885
	3 軽 自 動 車 税	237,064
	4 市 た ば こ 税	492,845
	5 入 湯 税	1,833
	6 都 市 計 画 税	902,072
2 地 方 譲 与 税		262,900
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	44,700
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	179,200
	3 森 林 環 境 譲 与 税	39,000
3 利 子 割 交 付 金		52,900
	1 利 子 割 交 付 金	52,900
4 配 当 割 交 付 金		163,300
	1 配 当 割 交 付 金	163,300
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		220,200
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	220,200
6 法 人 事 業 税 交 付 金		228,700
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	228,700
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,726,100
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,726,100
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		21,900
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	21,900
9 環 境 性 能 割 交 付 金		900

一般会計

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	900
10 地 方 特 例 交 付 金		159,505
	1 地 方 特 例 交 付 金	159,100
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	405
11 地 方 交 付 税		9,242,000
	1 地 方 交 付 税	9,242,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,400
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,400
13 分 担 金 及 び 負 担 金		197,084
	1 負 担 金	197,084
14 使 用 料 及 び 手 数 料		672,794
	1 使 用 料	347,163
	2 手 数 料	325,631
15 国 庫 支 出 金		9,661,441
	1 国 庫 負 担 金	7,661,550
	2 国 庫 補 助 金	1,952,679
	3 委 託 金	47,212
16 府 支 出 金		4,192,667
	1 府 負 担 金	2,877,393
	2 府 補 助 金	1,123,836
	3 委 託 金	191,438
17 財 産 収 入		254,867
	1 財 産 運 用 収 入	138,662
	2 財 産 売 払 収 入	116,205

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
18 寄 附 金		1,000,000
	1 寄 附 金	1,000,000
19 繰 入 金		4,173,580
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,359,457
	2 基 金 繰 入 金	2,814,123
20 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
21 諸 収 入		584,104
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	6,000
	2 市 預 金 利 子	2,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	76,779
	4 受 託 事 業 収 入	41,211
	5 雑 入	458,114
22 市 債		3,551,300
	1 市 債	3,551,300
歳 入	合 計	49,228,000

一般会計

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		294,301
	1 議 会 費	294,301
2 総 務 費		6,819,687
	1 総 務 管 理 費	5,788,073
	2 徴 税 費	544,685
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	317,786
	4 選 挙 費	124,053
	5 統 計 調 査 費	23,680
	6 監 査 委 員 費	21,410
3 民 生 費		22,599,145
	1 社 会 福 祉 費	12,099,120
	2 児 童 福 祉 費	7,618,851
	3 生 活 保 護 費	2,881,174
4 衛 生 費		3,366,571
	1 保 健 衛 生 費	1,634,085
	2 清 掃 費	1,732,486
5 労 働 費		19,261
	1 労 働 諸 費	19,261
6 農 林 業 費		523,094
	1 農 業 費	226,788
	2 林 業 費	296,306
7 商 工 費		316,879
	1 商 工 費	316,879
8 土 木 費		3,426,655

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 土 木 管 理 費	36,201
	2 道 路 橋 梁 費	1,051,557
	3 河 川 費	125,272
	4 都 市 計 画 費	2,078,129
	5 住 宅 費	135,496
9 消 防 費		1,992,833
	1 消 防 費	1,992,833
10 教 育 費		6,771,626
	1 教 育 総 務 費	476,972
	2 小 学 校 費	589,162
	3 中 学 校 費	368,460
	4 社 会 教 育 費	943,579
	5 保 健 体 育 費	4,393,453
11 災 害 復 旧 費		43,000
	1 農 林 施 設 災 害 復 旧 費	8,000
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	35,000
12 公 債 費		3,004,948
	1 公 債 費	3,004,948
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	49,228,000

一般会計

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市税納税通知書等作成業務委託料	令和8年度～ 令和9年度	25,244千円
市税納付事務手数料	令和8年度～ 令和9年度	1,315千円
ポスター掲示場作製・設置・ 撤去等業務委託料等	令和8年度～ 令和9年度	31,619千円
障がい福祉計画等策定委託料	令和8年度～ 令和9年度	4,500千円
保育所入所負担金納付事務手数料	令和8年度～ 令和9年度	453千円
都市計画道路大阪河内長野線 用地補償総合技術支援業務委託料	令和8年度～ 令和10年度	80,000千円
市立中学校特別教室 空調整備工事設計業務委託料	令和8年度～ 令和9年度	22,900千円
美加の台地区施設一体型小中一貫教育推進校 整備工事監理業務委託料	令和8年度～ 令和9年度	15,157千円
美加の台地区施設一体型 小中一貫教育推進校整備工事	令和8年度～ 令和9年度	287,800千円
市民交流センター等総合管理業務委託料	令和8年度～ 令和9年度	32,465千円
新学校給食センター運営等 モニタリング支援業務委託料	令和8年度～ 令和9年度	3,520千円
新学校給食センター整備運営事業 維持管理・運営業務委託料	令和8年度～ 令和23年度	令和6年12月19日に締結 した新学校給食セン ター整備運営事業維持 管理・運営業務委託契 約（契約締結時点の支 払予定総額：4,791,564 千円）に係る物価変動 及び提供給食数の変動 に伴い令和9年度以降 に市が負担する費用

第3表 地方債

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法				
				区分	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	償還の方法	その他
(仮称)南花台中央公園整備等事業	346,200	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府 地方公共団体 金融機構 銀行 その他	30	5	元利均等 又は 元金均等 年賦 又は 半年賦償還	市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる
D X 推進事業	8,800							
福祉施設等整備事業	3,800							
保育所等整備事業	78,600							
放課後児童会整備事業	47,100							
農道整備事業	58,500							
滝畑ダム機器更新事業	5,800							
農業用施設整備事業	2,700							
農地中間管理機構関連農地整備事業	4,000							
林道整備事業	4,900							
地域活性・交流拠点整備事業	3,700							
橋梁整備事業	21,200							
市道等整備事業	500,500							
河川等整備事業	134,700							
都市公園整備事業	58,900							
消防施設整備事業	7,500							
防災施設整備事業	325,600							
旧滝畑教職員住宅除却事業	6,100							
中学校整備事業	21,300							
公民館整備事業	13,300							
市民交流センター整備事業	22,000							
学校給食施設整備事業	1,834,400							
旧烏帽子形公園プールアスベスト調査事業	1,600							
農林施設災害復旧事業	5,100							
公共土木施設災害復旧事業	35,000							

議案第 29 号

令和 8 年度河内長野市国民健康保険事業勘定特別会計予算

令和 8 年度河内長野市国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,369,033 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等（会計年度任用職員に係る職員手当等を除く。）及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 8 年 2 月 27 日提出

河内長野市長 西野 修平

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		2,013,982
	1 国民健康保険料	2,013,982
2 使用料及び手数料		1,001
	1 手数料	1,001
3 国庫支出金		3,664
	1 国庫補助金	3,664
4 府支出金		8,191,949
	1 府補助金	8,191,949
5 財産収入		6,000
	1 財産運用収入	6,000
6 繰入金		1,136,358
	1 一般会計繰入金	1,106,725
	2 基金繰入金	29,633
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		16,078
	1 延滞金、加算金及び過料	3,000
	2 市預金利子	1
	3 雑収入	13,077
歳入	合計	11,369,033

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		245,037
	1 総 務 管 理 費	138,532
	2 徴 収 費	106,262
	3 運 営 協 議 会 費	243
2 保 険 給 付 費		7,984,479
	1 療 養 諸 費	6,877,528
	2 高 額 療 養 費	1,058,845
	3 移 送 費	500
	4 出 産 育 児 諸 費	22,510
	5 葬 祭 諸 費	8,000
	6 精 神 ・ 結 核 医 療 給 付 費	17,096
3 納 付 金		2,927,722
	1 医 療 給 付 費 分	2,056,494
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	628,962
	3 介 護 納 付 金 分	183,444
	4 子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 分	58,822
4 保 健 事 業 費		189,795
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	132,825
	2 保 健 事 業 費	56,970
5 基 金 積 立 金		6,000
	1 基 金 積 立 金	6,000
6 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
7 諸 支 出 金		10,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 償 還 金 及 び 加 算 金	10,000
8 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	11,369,033

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険料納付事務手数料	令和8年度～ 令和9年度	1,013 千円
納付書等作成業務委託料	令和8年度～ 令和9年度	6,500 千円

議案第 30 号

令和 8 年度河内長野市土地取得特別会計予算

令和 8 年度河内長野市土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 1 7, 3 5 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

河内長野市長 西野 修平

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		28,386
	1 財産運用収入	28,386
2 繰入金		58,967
	1 繰入金	58,967
3 諸収入		1
	1 市預金利子	1
4 土地開発基金借入金		30,000
	1 土地開発基金借入金	30,000
歳入合計		117,354

土地取得特別会計

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土 地 開 発 費		30,000
	1 公 共 用 地 取 得 費	30,000
2 公 債 費		87,354
	1 公 債 費	87,354
歳 出	合 計	117,354

議案第 31 号

令和 8 年度河内長野市部落有財産特別会計予算

令和 8 年度河内長野市部落有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28,673 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

河内長野市長 西野 修平

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		18,863
	1 財産運用収入	820
	2 財産売却収入	18,043
2 繰入金		9,810
	1 基金繰入金	9,810
歳入合計		28,673

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		28,673
	1 総 務 管 理 費	28,673
歳 出	合 計	28,673

議案第32号

令和8年度河内長野市介護保険特別会計予算

令和8年度河内長野市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,397,579千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等（会計年度任用職員に係る職員手当等を除く。）及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における

る同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月27日提出

河内長野市長 西野 修平

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		2,488,566
	1 介 護 保 險 料	2,488,566
2 使 用 料 及 び 手 数 料		616
	1 手 数 料	616
3 国 庫 支 出 金		2,914,706
	1 国 庫 負 担 金	2,199,406
	2 国 庫 補 助 金	715,300
4 支 払 基 金 交 付 金		3,287,681
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,287,681
5 府 支 出 金		2,403,477
	1 府 負 担 金	1,606,069
	2 府 補 助 金	797,408
6 財 産 収 入		5,500
	1 財 産 運 用 収 入	5,500
7 繰 入 金		2,296,777
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,983,598
	2 基 金 繰 入 金	313,179
8 諸 収 入		256
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	51
	2 市 預 金 利 子	1
	3 雑 入	204
歳 入 合 計		13,397,579

介護保険特別会計

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1,095,767
	1 総 務 管 理 費	169,437
	2 徴 収 費	38,932
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	138,168
	4 介 護 施 設 等 整 備 事 業 費	749,230
2 保 險 給 付 費		11,709,162
	1 サ ー ビ ス 等 諸 費	11,709,162
3 地 域 支 援 事 業		522,559
	1 地 域 支 援 事 業	522,559
4 基 金 積 立 金		5,500
	1 基 金 積 立 金	5,500
5 公 債 費		500
	1 公 債 費	500
6 諸 支 出 金		58,091
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,000
	2 繰 出 金	55,091
7 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		13,397,579

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	4 介護施設等整備事業費	介護施設等整備事業	352,170 千円

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険料納付事務手数料	令和8年度～ 令和9年度	754千円
納付書等作成業務委託料	令和8年度～ 令和9年度	4,400千円

議案第 33 号

令和 8 年度河内長野市後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度河内長野市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 394, 117 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等（会計年度任用職員に係る職員手当等を除く。）及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 8 年 2 月 27 日提出

河内長野市長 西野 修平

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2,843,196
	1 後期高齢者医療保険料	2,843,196
2 使用料及び手数料		101
	1 手 数 料	101
3 国 庫 支 出 金		5,248
	1 国 庫 補 助 金	5,248
4 繰 入 金		545,467
	1 一 般 会 計 繰 入 金	545,467
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		104
	1 延滞金、加算金及び過料	101
	2 市 預 金 利 子	1
	3 雑 入	2
歳 入 合 計		3,394,117

後期高齢者医療特別会計

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		74,766
	1 総 務 管 理 費	51,230
	2 徴 収 費	23,536
2 広 域 連 合 納 付 金		3,317,351
	1 広 域 連 合 納 付 金	3,317,351
3 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		3,394,117

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料納付事務手数料	令和8年度～ 令和9年度	303 千円
納付書等作成業務委託料	令和8年度～ 令和9年度	4,500 千円

議案第 34 号

令和 8 年度河内長野市産業用地整備事業特別会計予算

令和 8 年度河内長野市産業用地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 839, 280 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

河内長野市長 西野 修平

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		2,539,280
	1 財産売却収入	2,539,280
2 市債		300,000
	1 市債	300,000
歳入	合計	2,839,280

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 赤峰産業用地整備事業費		2,839,280
	1 赤峰産業用地整備事業費	2,839,280
歳 出	合 計	2,839,280

第2表 地方債

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法				
				区分	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	償還の方法	その他
赤峰産業用地 整備事業	300,000	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府 地方公共 団体 金融機構 銀行 その他	30	5	元利均等 又は 元金均等 年賦 又は 半年賦償 還	市財政の 都合によ り据置期 間及び償 還期限を 短縮し、 又は繰上 償還もし しくは低 利に借換 えするこ とができる

議案第35号

令和8年度河内長野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度河内長野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	47,457	戸
(2) 年間給水量	9,804,000	m ³
(3) 一日平均給水量	26,860	m ³
(4) 主要な建設改良事業		
配水施設等改良事業	1,872,815	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	水道事業収益	2,608,115	千円	
第1項	営業収益	1,995,740	千円	
第2項	営業外収益	612,373	千円	
第3項	特別利益	2	千円	
		支	出	
第1款	水道事業費用	2,313,493	千円	
第1項	営業費用	2,243,750	千円	
第2項	営業外費用	59,741	千円	

第3項 特別損失 2 千円

第4項 予備費 10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,228,606千円は当年度分消費税資本的収支調整額173,005千円、建設改良積立金270,000千円及び損益勘定留保資金785,601千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 1,090,686 千円

第1項 企業債 587,000 千円

第2項 他会計負担金 14,400 千円

第3項 工事負担金 336,656 千円

第4項 一般会計繰入金 120 千円

第5項 固定資産売却代金 10 千円

第6項 基金収入 2,500 千円

第7項 長期貸付金返還金 150,000 千円

支 出

第1款 資本的支出 2,319,292 千円

第1項 建設改良費 2,027,465 千円

第2項 企業債償還金 289,327 千円

第3項 投資 2,500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
上下水道料金徴収業務委託料	令和8年度から 令和13年度まで	423,500 千円
上下水道料金徴収金収納事務	令和8年度から 令和9年度まで	1,951 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道施設 整備事業	587,000 千円	証書借入 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、水道財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 217,019 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、67,661千円
である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、17,947千円と定める。

令和8年2月27日提出

河内長野市長 西野 修平

議案第36号

令和8年度河内長野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度河内長野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 汚水整備人口	90,730	人
(2) 年間有収水量	8,419,455	m ³
(3) 年間下水道管布設延長	2.4	km
(4) 主要な建設改良事業		
公共下水道、浄化槽整備事業	1,062,360	千円
下水道長寿命化対策事業	467,006	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	下水道事業収益	3,125,208	千円
第1項	営業収益	1,635,473	千円
第2項	営業外収益	1,489,734	千円
第3項	特別利益	1	千円
		支 出	
第1款	下水道事業費用	3,025,426	千円
第1項	営業費用	2,753,016	千円

第2項	営業外費用	269,409	千円
第3項	特別損失	1	千円
第4項	予備費	3,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,063,013千円は当年度分消費税資本的収支調整額85,782千円及び損益勘定留保資金977,231千円で補てんするものとする。）。)

収 入

第1款	資本的収入	2,617,657	千円
第1項	企業債	1,767,499	千円
第2項	他会計出資金	328,400	千円
第3項	他会計借入金	80,000	千円
第4項	国庫補助金	417,385	千円
第5項	府補助金	553	千円
第6項	負担金及び分担金	23,810	千円
第7項	固定資産売却代金	10	千円

支 出

第1款	資本的支出	3,680,670	千円
第1項	建設改良費	1,606,397	千円
第2項	企業債償還金	1,924,273	千円
第3項	他会計借入金償還金	150,000	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
河内長野市水洗便所改造工事資金融資あっせんに伴う金融機関に対する損失補償	融資実行日から償還完了日まで	回収不能元金、利息及びその延滞利息
下水道ビジョン策定業務委託料	令和8年度から令和10年度まで	20,661千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道整備事業	845,800千円	証書借入 又は 証券発行	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、下水道財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
流域下水道整備事業	95,500千円			
浄化槽整備事業	54,300千円			
資本費平準化債	423,400千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 152,093 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、674,303千円である。

令和8年2月27日提出

河内長野市長 西野 修平